

高縄山総合作業施設 使用要領

【申込方法】

- 施設を使用する方は、事前に松山市農林水産振興課（市庁舎本館 8 階）に使用届出書を提出してください。

※使用日程の調整のため、やむを得ず使用日時を変更していただく場合がありますので、ご了承ください。

- 受付ができましたら、受付印を押した使用届出書の写し（コピー）をお渡しします。

【使用方法】

- 施設のカギの受取は、松山市農林水産振興課または北条支所で行ってください。（カギを受取る際は、使用届出書の写しを提示してください。）

※TEL 松山市役所農林水産振興課 9 4 8－6 5 7 6
北条支所 9 9 3－4 5 1 0

- カギの開閉及び返却（受取った場所へ）は、届出者が責任を持って行ってください。

【注意事項】

- ゴミは、各自でお持ち帰りください。
- 施設内での火気等の使用は、禁止です。
- 使用後は必ず整理・整頓・清掃をして、戸締り等の確認をしてください。
- 施設・設備・備品等を破損・紛失した場合は、直ちに農林水産振興課まで連絡してください。（場合によっては、弁償していただくこともあります。）
- 施設内、施設近辺での事故等には、くれぐれも注意してください。

※施設が原因の事故以外は、一切責任を負いません。

- 上記の事項等が守れない場合は、今後使用をお断りすることがあります。

〒790-8571

松山市二番町四丁目 7－2

松山市農林水産振興課

林業担当

TEL 089-948-6576